共通－第５号様式　見積参加者選考調書（特定随意契約用）

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	札幌芸術の森アートホール改修工事音響監修等業務
発注課	市民文化局文化部文化振興課
選定事業者	株式会社永田音響設計

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

本業務は、札幌芸術の森アートホール改修工事等に伴い、音響環境に著しい変化を及ぼすことがないよう、音響に係る監修を行うものである。

工事を行う施工者等には音響に関する専門知識がない中で、確実にホール等の音響環境を維持するためには、札幌芸術の森アートホールの音響環境に精通し、改修工事に伴う内部設備等の変化による音響への影響の有無等について、確認や助言を行える事業者の協力を得ることが必要不可欠である。

株式会社永田音響設計は、高い音響性能を有する同ホールの新築時から一貫して音響監修を担ってきた唯一の事業者であり、同ホール固有の音響構造や特性に関する高度な知見を蓄積している。改修工事後においても同ホール本来の優れた音響環境を確実に維持するためには、同社が培ってきた専門的な知見及び技術に基づく監修が不可欠であり、他社が単に測定データ等の提供を受けて音響監修を同等の精度で正確に予測・評価することは極めて困難である。

以上のことから、本業務を確実に履行できるのは当該業者に限られ、契約の性質が競争入札に適さないことから、特定随意契約とするものである。

根拠法令	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号（予定価格200万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の２第１項第１号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第１項（ウ）（ア～オのいずれかを記入）